

# 会 議 記 録 (1)

会議名称	令和5年度第2回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会
開会及び開会日時	令和5年11月10日(金) 午後1時30分から午後2時30分
開催場所	北本市役所 会議室3-B
議長氏名	会長 関口 明
出席委員(者)氏名	林田 幸子、岩崎 祥江、柿崎 広、斉藤 勝夫、福山 史江、稲木 勝英、伊藤 治、河野 博朗、佐藤 道子、関口 明、水野 稔、吉野 進午
欠席委員(者)氏名	若山 銀一郎、鈴木 義信、數藤 正也
説明者の職員氏名	保険年金課長 佐藤 健市 保険年金課主幹 山本 一真
事務局職員氏名	保険年金課長 佐藤 健市 保険年金課主幹 山本 一真 保険年金課主査 長谷川 知亮 保険年金課主事 降田 美来
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 挨拶</li> <li>3 議 事 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 協議事項について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 次期北本市国民健康保険データヘルス計画及び北本市特定健康診査等実施計画について</li> <li>イ 北本市国民健康保険税条例の一部改正(案)について</li> <li>ウ 令和5年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(案)について</li> </ul> </li> <li>(2) その他</li> </ul> </li> <li>4 閉会</li> </ul>
配付資料	<p>会議次第</p> <p>資料 1-1 北本市国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画(令和6年度～令和11年度)策定スケジュール(概要)</p> <p>資料 1-2 北本市国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画(令和6年度～令和11年度)検討結果一覧(令和5年11月10日現在)</p> <p>資料 1-3 北本市国民健康保険データヘルス計画及び北本市特定健康診査等実施計画(令和6年度～令和11年度)(案)</p> <p>資料 1-4 国の手引きと計画案との比較</p> <p>資料 2-1 北本市国民健康保険税条例の一部改正について(賦課限度額の見直し)</p> <p>資料 2-2 北本市国民健康保険税条例の一部改正について(産前産後免除)</p> <p>資料 2-3 北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>資料 2-4 北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表</p> <p>資料 3 令和5年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)の概要について</p>

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第2条（公開・非公開の決定）について諮り、会議を公開することが了承されました。</p> <p>また、北本市附属機関等の公開に関する規則第5条（会議資料の閲覧）について諮り、会議資料の閲覧が了承されました。</p> <p style="text-align: center;">【傍聴人なし】</p>
事 務 局	<p>1 開 会</p> <p>本日の会議は、委員15名中、事前に欠席の連絡を頂いている方が3名となっております。北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件の過半数の委員の御出席を頂いておりますので、本会議は成立いたしますことを御報告します。</p> <p>また、前回の第1回会議におきまして、「公益を代表する委員」の一部変更としまして、伊藤治委員の令和5年7月20日付け委嘱について、御案内をさせていただきました。</p> <p>伊藤委員におかれましては、前回会議は所用により欠席であったため、改めて、この度の就任に当たっての御挨拶をお願いしたいと存じます。</p> <p style="text-align: center;">－ 伊藤委員挨拶 － （一略－）</p>
事 務 局	<p>ありがとうございます。</p>
会 長	<p>2 挨 拶</p> <p>会長 関口 明 氏 （一略－）</p>
事 務 局	<p>3 議 事</p> <p>それでは、北本市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により、議長を関口会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。</p>
議 長	<p>(1) 協議事項について</p> <p>ア 次期北本市国民健康保険データヘルス計画及び北本市特定健康診査等実施計画について、事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p style="text-align: center;">－ 資料1-1～1-4を示して説明 － （一略－）</p>
議 長	<p>ただいまの説明について質問はありますか。</p>
委 員	<p>資料1-1「北本市国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）策定スケジュール（概要）」の説明で、次期北本市国民健康保険データヘルス計画及び北本市特定健康診査等実施計画（案）についてのパブリック・コメント手続を令和5年12月15日から令和6年までの期間で実施する予定との話がありました。この手続で意見募集をする相手方は、市民全体でしょうか。それとも、北本市国民健康保険の被保険者に限定されるのでしょうか。</p> <p>また、計画案については、パブリック・コメント手続実施後は、特に会議にかけたりせずに事務局の確認によってそのまま確定させる予定なので</p>

## 会 議 記 録 ( 2 )

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>しょうか。</p> <p>パブリック・コメント手続において意見を提出できる方は北本市国民健康保険の被保険者に限定されてはならず、市内に住所を有する方や市内の事業所に勤務する方等、幅広い対象から意見を募集いたします。</p> <p>なお、資料1-1の「国保運協」の行にもございますとおり、提出のあった意見の内容をそのまま反映させるのか等、計画の内容を充実させるための検討を加えた上で、本協議会に対し市長から諮問が提出され、本協議会において答申を作成していくこととなります。したがって、本協議会の委員の皆様には、パブリック・コメント手続後に再度計画案を確認いただくこととなります。</p>
委 員	<p>資料1-3「北本市国民健康保険データヘルス計画及び北本市特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）（案）」の21ページの「評価・課題」に「繰り返し保健指導の対象となる人は勧奨に慣れてしまうため、手紙や電話に限らない勧奨方法の検討が必要と考えます。」という記述がありますが、現時点で想定している新たな勧奨方法案は何かあるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>携帯電話へのショートメッセージ（SMS）送付等、幅広い世代の方に参加をしていただけるような勧奨方法を検討しています。</p>
議 長	<p>ほかに質問はないようですので、次の議題に移りたいと思います。続きまして、イ 北本市国民健康保険税条例の一部改正（案）について、事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>－ 資料2-1～2-3を示して説明 － （一略一）</p>
議 長	<p>ただいまの説明について質問はありますか。</p>
委 員	<p>資料2-2「北本市国民健康保険税条例の一部改正について（産前産後免除）」に関しまして、免除対象となる人数や免除額の想定はどのようになっていますか。</p>
事 務 局	<p>産前産後免除制度については、国から示されたQ&amp;Aに基づき、令和5年4月から10月末日までの「出産育児一時金」の支給対象者の見込数を基に、免除対象「12人」、免除額に対して充当する予算「24万9千円」と算出しています。</p>
委 員	<p>資料2-1「北本市国民健康保険税条例の一部改正について（賦課限度額の見直し）」の説明がありましたが、この改正により上限額が引き上げられることで、一般的な被保険者の税額は上がるのだという理解でよろしいでしょうか。</p>
事 務 局	<p>所得に対して税率を乗じた金額についての上限額ですので、所得が多い方については、限度額が上がることとなります。この制度改正によって全</p>

## 会 議 記 録 ( 2 )

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ての被保険者の税額が上がるものではございません。</p> <p>なお、税収の確保という観点だけでなく、これまでの制度において上限額で課税されていた方に税率どおりの額が課税される幅が今後広がるということで公平性を確保するという側面もございます。</p>
委 員	<p>産前産後の支援に関する説明もありましたが、これは、対象者に給付される金額が上がるということでしょうか。</p>
事 務 局	<p>給付金が支給されるといったものではなく、国民健康保険税の減額についての制度改正となります。単体妊娠で4か月間、多胎妊娠で6か月間、働きたくても働けなくなる期間については自営等の方の収入減少が見込まれますので、その期間分を対象として免除措置を行うものです。</p>
委 員	<p>ありがとうございます。各種の制度改正に関しては、細かな内容を説明していただく前に、この改正によって税額が上がるのか下がるのか、そうしたわかりやすい案内を冒頭でしていただくと会議での理解が円滑になると思いますので、よろしくをお願いします。</p>
事 務 局	<p>わかりました。</p>
委 員	<p>産前産後の免除は、申請に基づき行うのでしょうか。それとも、出生届の提出を確認して職権で行うのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>国のQ&amp;Aでは、基本的に届出によるものとされています。ただし、出産育児一時金の提出書類で確認可能な情報については職権で添付省略が可能となっています。そのため、原則としては届出を受けて免除を行うこととなりますが、特に制度開始となる令和6年1月当初は制度の情報周知も行き届かないものと思いますので、対象者と考えられる方に対しては、市からも案内を行ってまいります。</p>
議 長	<p>ほかに質問はないようですので、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>続きまして、ウ 令和5年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（案）について、事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>－ 資料3を示して説明 － （一略－）</p>
議 長	<p>ただいまの説明について質問はありますか。</p> <p>【特に質疑等なし】</p>
議 長	<p>質疑等はないようですので、本日の協議事項のアからウまでの各案に関し、原案のとおり了承とすることよろしいでしょうか。</p> <p>【「はい」という声あり】</p>
議 長	<p>それでは、各案について了承といたします。</p>

## 会 議 記 録 ( 2 )

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	(2) その他 続きまして(2)その他について、事務局からお願いします。
事 務 局	－ 次回開催日程案等事務連絡 － (一略一)
議 長	ほかに何かございますか。
委 員	<p>一点、会議とは直接関係ないのですが、お話をさせてください。</p> <p>先日、回覧版を眺めていると、市の案内の一つとして、特定健診の受診勧奨がされているのを見つけました。今月(11月)一杯で健診期間が終了するとのことでした。また、Tシャツ等の配布についても、以前から実施していただいている。こうした物品の配布による勧奨については、鉛筆一本でも構いませんので今後も続けてほしいと思います。</p> <p>積極的な受診勧奨をなさっていて事務局の皆さんはさすがだなと感じまして、このことをぜひ本日の会議の場でお伝えしたいと思っていました。</p>
事 務 局	特定健診受診率向上のためにあの手この手で勧奨を行っていますので、委員の皆様にも今後とも御協力いただければ幸いです。
議 長	以上で、予定されていた全ての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。
副 会 長	<p>4 閉 会</p> <p>副会長 佐藤 道子 氏 (一略一)</p>
事 務 局	以上をもちまして、令和5年度第2回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。
	了